

保 護 者 様

鳥取県立米子西高等学校
校 長 酒 井 信 彦

学校感染症による出席停止の手続きについて（お知らせ）

日頃より、本校教育についてご協力いただき感謝申し上げます。

この度、お子様の学校感染症罹患の報告を受けました。一日も早いご回復をお祈りしております。
なお、その療養に係る期間について、学校保健安全法第19条（裏面参照）により出席停止の手続きをします。

出席停止期間内は、講習、模擬試験、部活動にも出席できません。外出を避け、療養につとめていただきますようご理解・ご協力をお願いします。

記

1 出席停止の手続きについて

- (1) 保護者が学校に電話連絡し、診断された病名と病状の発症日を伝えてください。
- (2) 本校ホームページから、「学校感染症届出」をダウンロードし、プリントアウトします。
※用紙をプリントアウトできない場合は、学校へ連絡してください。
- (3) 「学校感染症届出」を保護者が記入し、裏面に医療機関から発行された処方薬説明書等、氏名・日付・処方薬の明記された書類を添付のうえ、登校時に生徒から保健室に提出してください。
※検査結果を証明する書類は必要ありません。
※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の出席停止期間については、「【別紙】インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について」を参考にしてください。
(提出は必要ありません)

2 その他

- ・出席停止の期間は欠席扱いにはなりませんが、学校感染症届出を提出されない場合は欠席となります。
- ・何かご不明なことやお尋ねになりたいことがありましたら、保健室にお問い合わせください。

担当 養護教諭 中野 田内
電話 0859-22-7421

学校保健安全法施行規則第 19 条による学校感染症の種類

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺線、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、感染性胃腸炎）

出席停止期間（学校保健安全法施行規則第 19 条より抜粋）

第一種		治癒するまで
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで ※発症した日を 0 日とし、翌日からカウントする
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで ※発症した日を 0 日とし、翌日からカウントする
	結核	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認められるまで
第三種		症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

